あい・プランまにわ

（第４次真庭市男女共同参画基本計画）

～ すべての人が尊重され、活躍できる男女共同参画社会の実現に向けて ～

令和３年（2021年）３月
真庭市くらし安全課

◇ あい・プランまにわ　の意味 ◇

すべての人が尊重され、活躍できる男女共同参画社会の実現に向けた
計画となるよう、「あい」という言葉にさまざまな意味を込めました。

「愛」愛情
「Ｉ」私自身
「eye」目（視点）
「合い」触れ合い・認め合い・支え合い
「相」お互い・相手
「会い」出会い・立会い・巡り会い

目　　次

第１章　第４次真庭市男女共同参画基本計画の策定にあたって ……　1

第１節　策定の趣旨

第２節　計画の位置づけ

第３節　計画の期間

第２章　これまでの取り組みと今後について ……　2

第１節　これまでの取り組みの状況と課題

第２節　今後の取り組みにおける方向性

第３章　男女共同参画社会の実現に向けた施策について ……　6

第１節　目指す姿と基本理念

第２節　基本目標と施策の方向

第４章　男女共同参画社会のさらなる推進を目指して ……　9

別　表　目標達成のための具体的な取り組み ……　１０

資　料　令和元年度真庭市男女共同参画市民意識調査結果 ……　１２

第１章　第４次真庭市男女共同参画基本計画の策定にあたって

第１節　策定の趣旨

真庭市は、男女が共に対等な立場で個性と能力を発揮し、さまざまな分野の活動に参画する社会づくりを進めるため、平成 17（2005）年度に「真庭市男女共同参画推進条例」を制定し、国の「男女共同参画社会基本法」と条例に掲げた基本理念に沿い、平成 19（2007）年度に「真庭市男女共同参画基本計画」を策定しました。その後も取り組みの成果を継承・発展させるとともに、社会情勢の変化に対応した計画を策定し、男女共同参画社会を形成するための施策を進めてきました。

また、国においては「第５次男女共同参画基本計画」、岡山県においては「第５次ウィズプラン」を策定しており、これまでの取り組みに「SDGs の理念」や「女性活躍加速のための重点方針 2020」等を加えた新たな方針が示されました。

真庭市は、国及び岡山県の計画内容を勘案し、これまでの取り組みの成果や社会情勢の変化を踏まえるとともに、真庭市における「総合計画」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「共生社会推進基本方針」に掲げる、さまざまな分野における施策と連携、補完し、市民や事業者等とともに取り組むべき施策の方向と内容を明らかにし、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため「あい・プランまにわ（第４次真庭市男女共同参画基本計画）」を策定します。

第２節　計画の位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法第 14 条」及び「真庭市男女共同参画推進条例第９条」に基づく個別計画として策定します。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」と、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく推進計画として策定します。

【関連図】

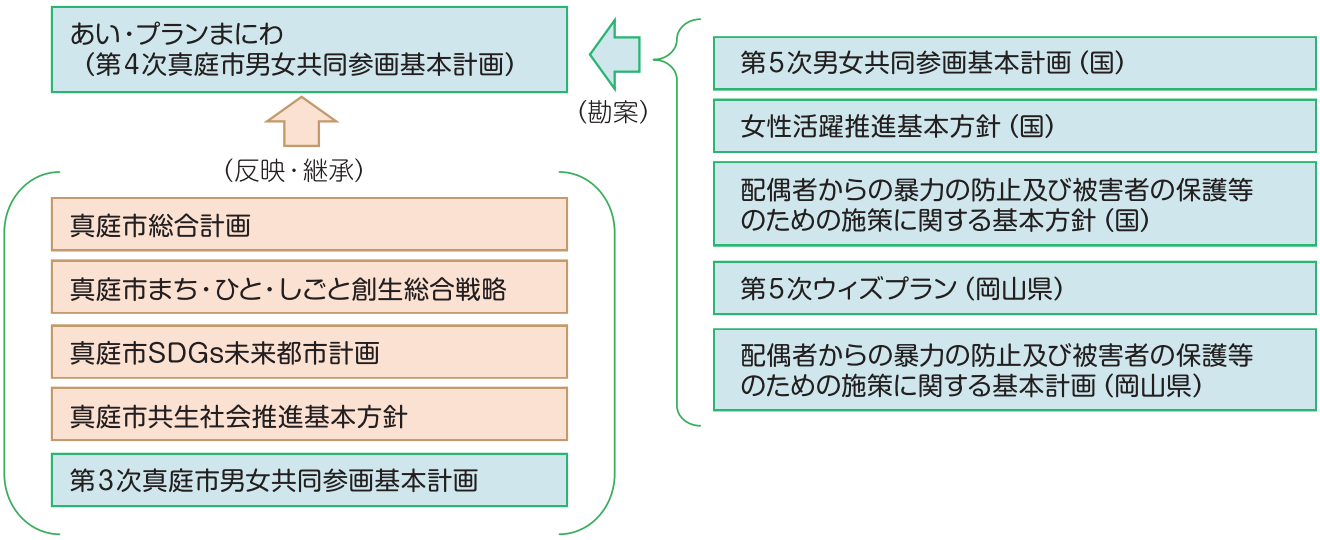

第３節　計画の期間

計画の期間は、令和３（2021）年度から令和７（2025）年度までの５年間とします。

第２章　これまでの取り組みと今後について

第１節　これまでの取り組みの状況と課題

第３次真庭市男女共同参画基本計画では、４つの基本目標を定めて取り組みを進めてきました。目標ごとの取り組みと課題について、令和元年度に行った真庭市市民意識調査（以下、『意識調査』という）や国等の統計調査を参考に以下に整理します。

・基本目標１　男女共同参画についての理解・意識づくりの推進

男女間における固定的な役割分担意識や性による偏見は、時代とともに改善されつつあるものの、いまだに意識として根強く残っています。令和元年度の意識調査では、社会全体における男女の地位の平等感について、「男性優遇」社会と答えた人が半数を超え、「平等」と答えた人は 19%程度にとどまり、「女性優遇」社会と答えた人は、わずか 2% でした。また、国の世論調査（令和元年）で「平等」と答えた人は 21% であり、真庭市では、国全体の状況よりも、さらに低調な状況となっています。

しかしながら、平成 27（2015）年度の調査と比較すると「平等」と答えた人は 5%増加しており、着実に意識は向上しています。

今後においても、男女共同参画の必要性や人権の尊重について、市民が身近な問題として共感できるような情報発信や講座を継続的に取り組むことが必要です。

［参考資料］

●社会全体における男女の地位の平等感　（単位：%）

内容	年度	男性優遇	平等	女性優遇	わからない	無回答	備考
真庭市市民意識調査（回答数 309 件）	H 27（2015）	72	14	2	10	2	対象者数 1,000 件
〃（回答数 744 件）	R 1（2019）	60	19	2	15	4	対象者数 2,000 件

●男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府ＨＰより　R1．９公表）　（単位：%）

内容	年度	男性優遇	平等	女性優遇	わからない	無回答	備考
内閣府世論調査（回答数 2,645 件）	R 1（2019）	74	21	3	2	－	対象者数 5,000 件

・基本目標２　男女が共に参画できる社会づくり

女性の視点や意見、行動が、男性と等しく生かされる男女共同参画社会の形成は、誰もが暮らしやすいまちづくりへとつながります。身近にできるまちづくりとして、自分の意志により社会のあらゆる分野に参画し共に責任を担えるよう、市審議会等では性別に関わらない委員登用を推進しており、令和２年度における女性登用率は 30.7%となりました。

また、最も身近な家庭生活や地域社会に関する意識調査では、「女性が出産や結婚に関わらず仕事を続ける」ほうがよいと回答した人が 64.7%、「子どもが大きくなったら再就職」と回答した人が 16.4% となっており、大半の人が女性が仕事をすることを望んでいます。しかし、女性が働きやすい状況にある（ある程度働きやすいを含む）と回答した人は 57.0% という状況です。

家庭の中や地域においても女性の意見や力が発揮できるよう、さらなる制度の充実や社会全体における理解、協力が必要です。

[参考資料]

●地方自治法第 202 条の 3 に基づく真庭市の審議会等における女性の登用調査（R2.10 時点）

審議会等の数	委員数（総数）	うち女性の登用数	登用率（%）	備考
69	1,102 人	338 人	30.7	目標値：30%

●意識調査（抜粋・回答数 744 件）

・一般的に女性が職業を持つことについて、あなたはどのようにお考えですか？（%）

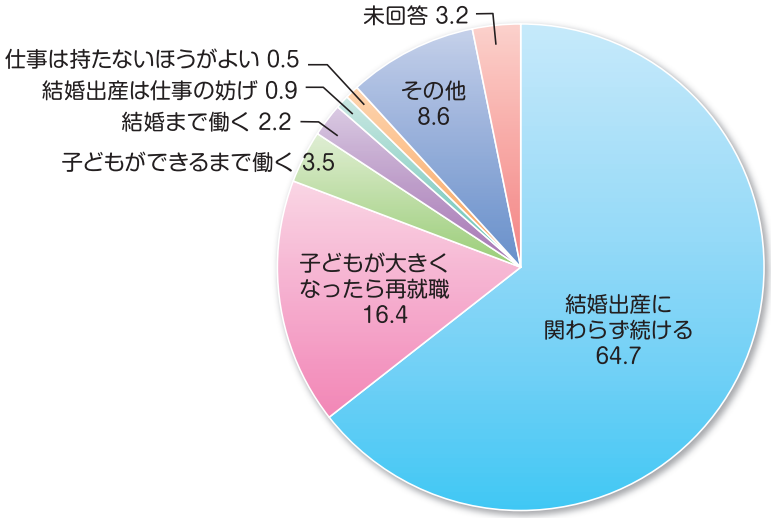

・現在の社会は女性が働きやすい状況にあると思いますか？（%）

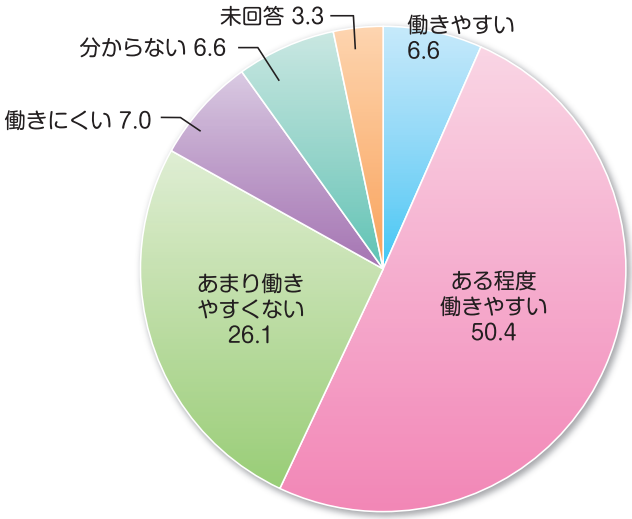

・基本目標３　雇用や就業における男女共同参画の推進

男女雇用機会均等法をはじめとする労働に関する法律や制度の整備・改善が進められ、法制上の男女の均等な雇用機会と待遇が確保されており、働く女性は増加しています。しかし、意識調査では「職場で男女が平等である」との回答は 44.9% となっており、実際の雇用や就業の場における男女間の格差はいまだに残されている状況です。また、女性が働き続けるために必要なこととして、「周りの協力・理解」や「公的制度の充実」といった回答が多くありました。

働きながら出産・育児・介護をすることや長時間労働の問題等から、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現」の重要性についても夫婦や家庭、職場、地域での理解・浸透が求められます。

●意識調査（抜粋・回答数 744 件）

・今の職場では、性別により、不平等があると思いますか？（%）

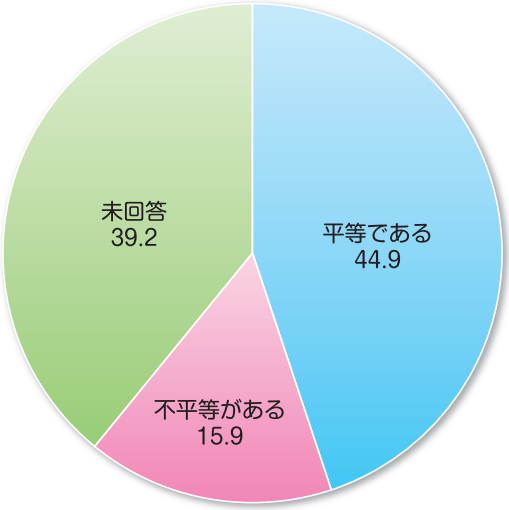

・女性が働き続けるために必要なことは何だと思いますか？（%）
（３つ以内複数回答　回答数 1,988 件）

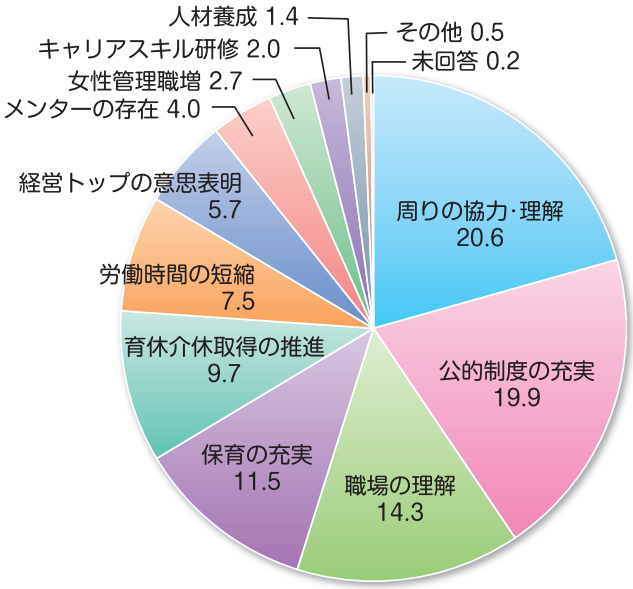

・基本目標４　一人ひとりが健やかで豊かに暮らせる環境づくり

お互いの性差や健康の大切さを理解し、思いやりの気持ちでそれぞれの違いを補い合い、お互いの長所を生かし助け合うことができれば、誰もが安心して、健やかで豊かに暮らせる環境につながります。生活の中で豊かに感じる仕事や家庭、地域活動等の調和に対する意識調査では、調和がかなえられている（だいたいかなえられているを含む）という意見は、27.3%に留まっています。

また、女性や子ども、高齢者や障がいのある人等の弱い立場の方たちへの暴力や虐待等の認知件数は増加傾向にあります。また意識調査では、ＤＶを受けても誰にも相談できなかったとの回答が 12.5%となっており、相談しやすい環境づくりや継続した啓発が必要です。

●意識調査（抜粋・回答数 744 件）

・あなたの望む仕事と生活の調和は、かなえられていますか？（%）

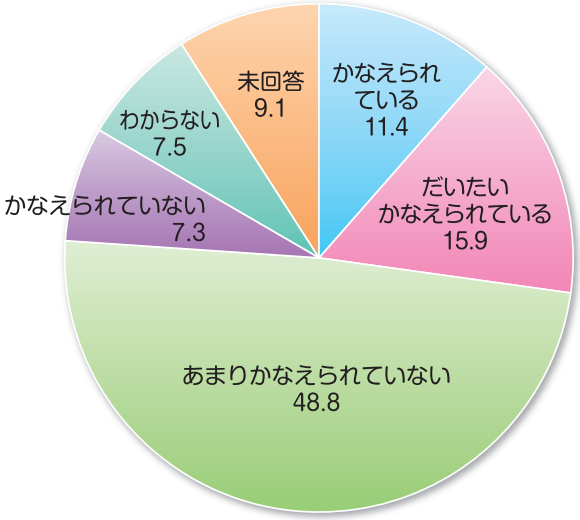

●意識調査（抜粋・回答数 40 件）

・DV を自分自身が受けたことがありますか。受けたことがある人は、DV を受けて相談しましたか？（%）

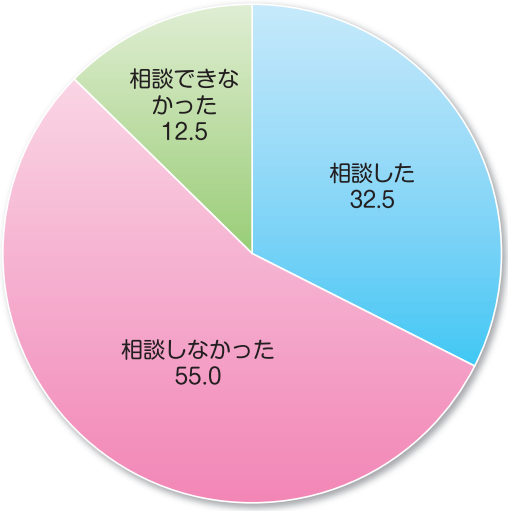

第２節　今後の取り組みにおける方向性

真庭市では、性別における平等感や活躍しやすい環境づくりとして、女性のみならず男性や性的マイノリティも含めたすべての人が尊重され、いろいろな生き方ができ、安心して暮らすことのできる魅力的なまちを目指します。また、性別による固定的役割分担意識や差別等の解消に向けたこれまでの取り組みに加え、性の多様性をはじめとする新たな課題や取り組み等を盛り込んだ計画とします。

第３章　男女共同参画社会の実現に向けた施策について

第１節　目指す姿と基本理念

●目指す姿

真庭市は、総合計画において、それぞれが自分の人生を創り、自信を持って生きられる「真庭ライフスタイルの実現」を提案しています。第４次真庭市男女共同参画基本計画においては、総合計画や共生社会推進基本方針の趣旨に沿って**「すべての人が尊重され、活躍できる男女共同参画社会の実現」**を目指す姿とします。

●基本理念

男女共同参画の推進は、真庭市男女共同参画推進条例第３条に掲げる次の７つの事項を基本理念として取り組みます。

1．男女の人権を尊重し、性別に起因した暴力が根絶され、直接的にも間接的にも性別による差別的な取り扱いを受けることなく、個人としてその能力を発揮する機会が確保されること
2．男女がお互いに、家庭生活、職業生活などの社会生活での活動に対等な立場で参画し責任を分かち合うこと
3．男女が、社会での活動を自由に選択できるよう、できる限り、社会の制度や慣行の影響が及ばないよう配慮すること
4．男女が、対等な構成員として、市の政策や、事業者その他の団体で、方針・計画の立案と決定に共同して参画する機会が確保されること
5．男女が、互いの性を理解し合い、性と生殖に関する健康と権利が尊重されること
6．男女が、対等な立場で自ら社会活動に参画し、活力ある新たな地域社会を創造すること
7．男女平等の推進は、国際社会での取組と密接な関係を有していることから国際的な交流と協力の下におこなわれること

第２節　基本目標と施策の方向

基本理念とともに、新たに SDGs 未来都市計画や共生社会推進基本方針の基本的考え方を加え、女性のみならず男性や性的マイノリティも含めた、すべての人が尊重され、活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、基本目標と施策の方向、成果指標を設定し、着実な推進に向け進捗管理を行います。

また、取り組みの達成状況や社会情勢の変化による見直し等も柔軟に行います。

●基本目標１　互いに理解し、尊重される共生社会の推進

長年にわたり社会的・文化的に形成された慣習やしきたりの中には、性別による偏見や差別が含まれている場合があります。この問題は私たち一人ひとりの生活に深く関わる問題であり、それに気づき、理解し、意識を変えていくことが必要です。男女共同参画社会の実現のためには、社会制度や身近にある慣行等についての見直しや、性別による固定的な役割分担意識の解消、国際社会における男女共同参画の推進についての理解等が重要です。

そのため、家庭、学校、地域、職場といった身近な生活の中で、子どもから大人まで生涯を通じて理解を深めていけるよう、広報・啓発を通じて人権尊重や性の多様性の理解を促進し、尊重される共生社会の推進に取り組みます。

【施策の方向】
- ●関心と理解を深める啓発活動の推進（SDGs・共生社会・LGBTs ほか）
- ●多様な生き方選択のための学びの充実
- ●男女共同参画に関する人材育成

【成果指標】
社会全体の男女の平等感について、市民が平等と考える割合を 19.4%（現状）から 30%以上に引き上げる

●基本目標２　安心して暮らしやすい社会環境の形成

市はまち・ひと・しごと創生総合戦略において、若年女性人口と出生数の増加を重点目標と位置づけています。本計画では女性の活躍に向けた社会基盤の形成・促進に向け、次の各項目の推進に取り組みます。また、配偶者や恋人等からの暴力の根絶に向けても相談体制の充実を進めます。

①多様性を認め合う社会

女性の視点や意見、力が、男性と等しく生かされる男女共同参画社会の形成は、誰もが暮らしやすいまちづくりへとつながります。私たちが身近にできるまちづくりとして、市の政策や方針を検討する審議会や委員会等（以下「審議会等」という）に参加するということがあります。男女共同参画社会の実現に向け、こうした審議会等への女性の積極的な参加と登用を推進します。また、性の多様性に対するサポートや女性の視点を取り入れた、災害時における避難者対策や、生活再建支援の強化を推進していきます。

【施策の方向】
- ●行政・政治等への女性参画の推進
- ●男女共同参画の視点による災害対応
- ●性の多様性に対する取り組みの推進

【成果指標】
真庭市審議会等の女性登用率を 30.7%（現状）から 40%以上に引き上げる

②安心して働ける地域社会

最も身近な家庭生活や地域社会に目を向けると、性別による固定的役割分担意識や慣行が根強く残されていることに気がつきます。少子高齢化の進行、核家族や単身世帯の増加、共働き夫婦世帯の増加等、私たちの家庭や地域社会の様子は急速に変化しました。地域や家庭において、男性中心に決め事（方針決定等）が行われてきた日本の社会でしたが、このような変化に伴い、これからは男女が共に協力し合うことが不可欠となってきました。家庭や地域を支えていくため、女性も男性も安心して働ける環境の整備や、ハラスメントのない魅力あふれる社会づくりを推進します。

【施策の方向】
- ●女性も男性も安心して働ける環境整備
- ●働く場における女性の活躍推進
- ●地域における男女共同参画の推進
- ●ハラスメントのない社会づくりの推進

【成果指標】
事業所における新規雇用数のうち女性雇用率を 34.4%（現状）から 35%以上に引き上げる

③魅力的な就業環境

女性は、出産・育児や介護等に伴う休業休暇で職場を離れると、再就職や昇進を希望してもできないといった、女性が社会で十分に能力を発揮できない一面もあります。女性自らが意識と能力を高め、行動していけるようになるには、女性の職業能力を高めるための知識や技術の習得に対する支援、育児・介護等のために一度離職した女性の再就職に向けた支援が必要です。

そこで女性の再就職や職業能力開発に向けた支援、また、仕事の選択肢拡大のため、魅力的な就業環境やワーク・ライフ・バランスの推進を行います。

【施策の方向】
●ワーク・ライフ・バランスの実現による誰もが活躍できる職場環境の整備
（家庭・地域も含めた活躍機会の増加）

【成果指標】
女性活躍または次世代育成のいずれかの行動計画策定事業者数を 31 社（現状）から 60 社以上に引き上げる

④配偶者や恋人等からの暴力の根絶

市民の直面する困りごとが複雑で多様化していることを踏まえ、市役所各課の担当業務の専門性を生かした相談対応や、生活総合相談機能を活用した庁内連携による総合的かつ一体的な支援（対応）を推進します。

特に、DV の事案は緊急性が高く、生活環境・子ども等の複合的な問題を抱えている場合もあるため、関係各課や専門機関との連携をさらに深め、対応体制の充実を進めます。

【施策の方向】
● DV 防止に向けた啓発の推進
●相談及び被害者支援体制の充実
● DV 被害者の自立支援

【成果指標】
配偶者や恋人等から暴力を受けた方の相談率を 32.5%から 40%以上に引き上げる

第４章　男女共同参画社会のさらなる推進を目指して

男女共同参画社会の実現のためには、多方面からの取り組みが必要です。男女が性別にとらわれることなく、総合的な視点で施策を推進するためには、市民、事業者、行政、関係機関等が連携していくことが必要です。

また、この計画は、「真庭市配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」及び「女性活躍推進法に基づく真庭市推進計画」を包摂していることから、各々の趣旨も踏まえた進行管理を行います。

１．市民・事業者・行政の協働、連携による計画の推進

真庭市では条例により、市、市民、事業者の役割を定めています。

市	市は、基本理念に従って、市の主要な政策として、男女共同参画推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する	条例第４条
市民	市民は、基本理念に従って、性別による差別的取り扱いを排除し、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる分野で、固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣習を改善するよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない	条例第５条
事業者	１ 事業者は、基本理念に従って、その事業活動に関し、男女共同参画を推進するとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない	条例第６条
	２ 事業者は、基本理念にのっとり、男女が地域における活動に対等に参画する機会を確保し、家庭における活動その他の活動と両立して行うことができる職場環境と体制を整備するよう努めなければならない	

２．庁内連携、他団体との連携

国や県をはじめ、男女共同参画社会の推進に関連する機関、また他市町村との連携も図りながら、情報収集し、市民や事業者等へ情報提供を行います。

３．進捗状況の確認と計画の見直し

男女共同参画社会の実現に向けた施策は、市民生活のあらゆる分野に関わっており、全庁が連携して推進する必要があります。真庭市では庁内の推進組織として「真庭市男女共同参画推進本部会議」を中心に、各課が連携して施策の推進を図り、その進捗状況の確認や必要な検討を行い、進行管理に努めます。

また、男女共同参画に関する重要事項や基本計画の策定等に関して、進行管理等を行うため、「真庭市男女共同参画推進委員会」を開催します。

【別表】 目標達成のための具体的な取り組み

基本目標１
　互いに理解し、尊重される共生社会の推進

目標達成のための具体的な取り組み	
取組内容	個別の達成目標
市民の意識形成のための啓発活動の実施	広報紙掲載や施設展示　１回以上／年
男女共同参画に向けた市民活動団体の育成	講演会・研修会の開催　１回／年
男女共同参画に向けた教育現場での授業の実施	各小中学校の授業　１回／年
男女共同参画に関する研修等	職員研修会　１回以上／年
男女共同参画の市民意識調査	市民意識調査における回答率 40%
男女共同参画推進に向けた調査・研究等	先進自治体や団体との視察等　１回以上／年

基本目標２
安心して暮らしやすい社会環境の形成
（１）多様性を認め合う社会

目標達成のための具体的な取り組み	
取組内容	個別の達成目標
真庭市の審議会における女性の登用 （真庭市全体での女性登用率目標は 40%以上。 特に関係の深い審議会等については個別に設定）	・真庭市男女共同参画推進委員会　50% ・真庭市総合計画審議会　33%以上 ・市町村防災会議　40%
女性活躍に向けた人材リストの作成	名簿の作成（新規）
ＬＧＢＴｓに関する相談体制の充実	広報紙等による周知、啓発　１回以上／年
パートナーシップ制度の検討	県内他市との相互利用の検討等　１回以上／年
自主防災組織の充実	自主防災組織の推進　組織率 88%以上

（２）安心して働ける地域社会

目標達成のための具体的な取り組み	
取組内容	個別の達成目標
放課後児童クラブ・放課後子ども教室の運営支援	待機児童０人
急な病気等に対し、一時的に預かる病児保育の認可や支援	１カ所
女性農業者の研修や活躍のためのネットワーク構築を支援	新規女性就農者　２人／年
真庭いきいき帰農塾　女性農業者コースの新設	男女全体で５人／年
農家と希望者のマッチングや人材「応援隊」の育成	男女全体で 15 人／年
ハラスメント被害防止に向けた担当部局との連携	担当者会　２回以上／年

（３）魅力的な就業環境

目標達成のための具体的な取り組み	
取組内容	個別の達成目標
企業内保育所に近隣企業からの受入れ拡充を推進	１社増／年
働きやすい環境整備に取り組む企業を支援	行動する事業者　５社／年
次世代人材確保のための環境整備を支援	企業見学バスツアー参加企業数５社／年
Ｕターン・Ｉターン希望者の定住支援	移住者数　1,000 人／５年
地域における女性活躍機会の推進	つどいの場の推進：120 カ所

（４）配偶者や恋人等からの暴力の根絶

目標達成のための具体的な取り組み	
取組内容	個別の達成目標
市民の意識形成のための啓発活動の実施	広報紙や展示による啓発　１回以上／年
女性相談員の配置（毎週月曜日）	相談件数　100 件／年
男性や外国人のＤＶ被害者の相談窓口の周知	ＨＰや広報紙掲載　２回／年
庁内連携による情報共有やケース会議の実施	担当者会　２回以上／年
弁護士や公証役場との連携	弁護士・公証人相談会　件数　100 件／年
犯罪被害者支援の推進に向けた専門機関との連携強化	新規連携　１団体

資料

令和元年度真庭市男女共同参画市民意識調査結果

1　調査の目的

この調査は、「第４次真庭市男女共同参画基本計画」の策定に向け、市民の男女共同参画や女性活躍および配偶者からの暴力に関する意識や実態、要望等を把握し、今後の男女共同参画社会の実現に向けた施策の基礎的な資料とすることを目的として実施しました。

2　調査の項目

11 の分野について、全 32 問の質問を行っています。

（１）基本情報（回答者自身について）	問１
（２）男女平等について	問２～問５
（３）女性の参画について	問６
（４）雇用・就労について	問７～問 11
（５）家事・子育て・介護への参加について	問 12 ～問 15
（６）社会参加について	問 16 ～問 17
（７）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について	問 18 ～問 20
（８）性の多様性について	問 21 ～問 22
（９）災害時における男女共同参画の必要性について	問 23 ～問 24
（10）ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）等について	問 25 ～問 30
（11）行政の役割について	問 31 ～問 32

3　調査対象者・調査方法等

調査地域	真庭市全域
調査対象	真庭市に住民票のある 18 歳以上の人
標本数	2,000 人（男性 1,000 人、女性 1,000 人）
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収無記名方式
調査年度	令和元年度（2019 年度）

4　回収結果

対象者数	2,000 人
返信数	744 人
有効回答数	744 人
未回収数	1,256 人
回収率	37.2 パーセント

【基本情報】

問 1　あなたについてお答えください。

年齢　（%）

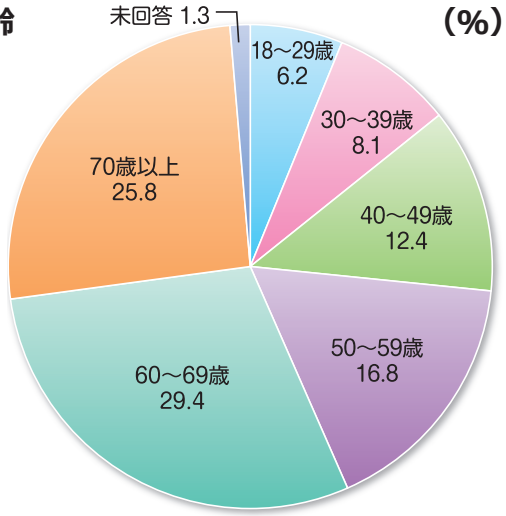

性別　（%）

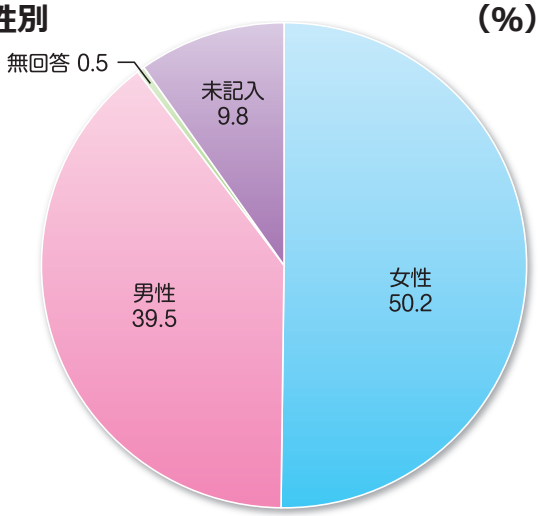

職業　（%）

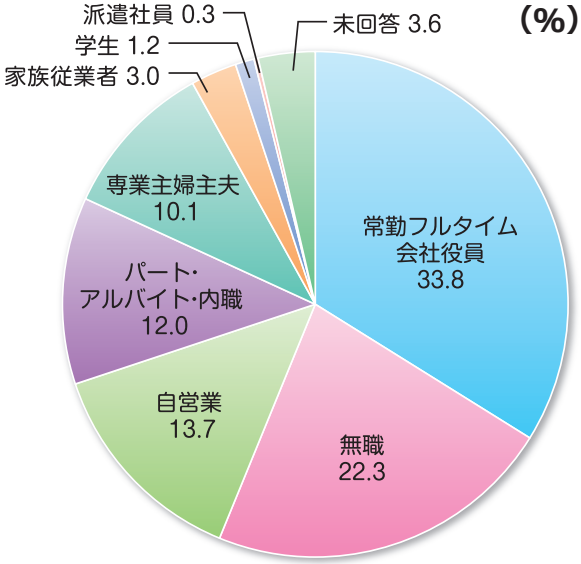

結婚（現在）　（%）

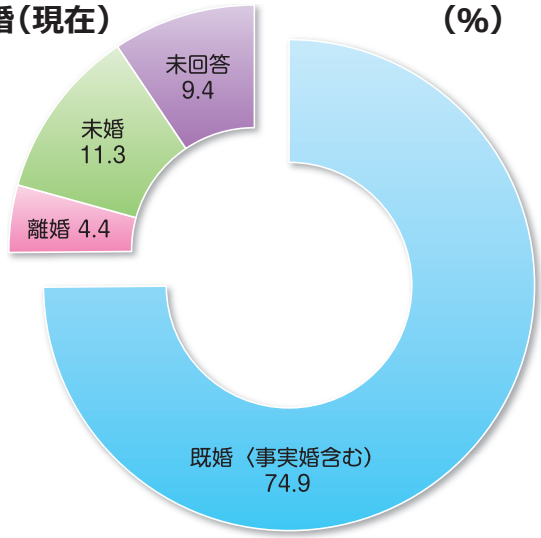

既婚者のうち　（%）

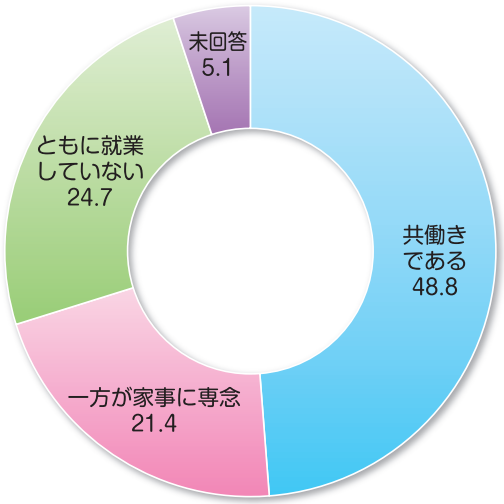

【男女平等について】

問２「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたはどのようにお考えですか。

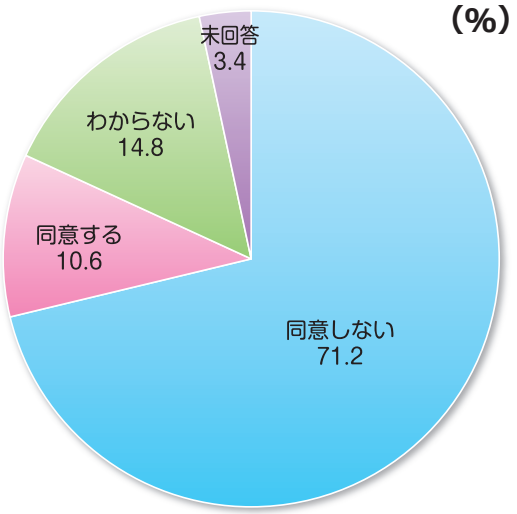

問３　あなたは（１）～（８）の分野で男女の地位は平等になっているとお考えですか。

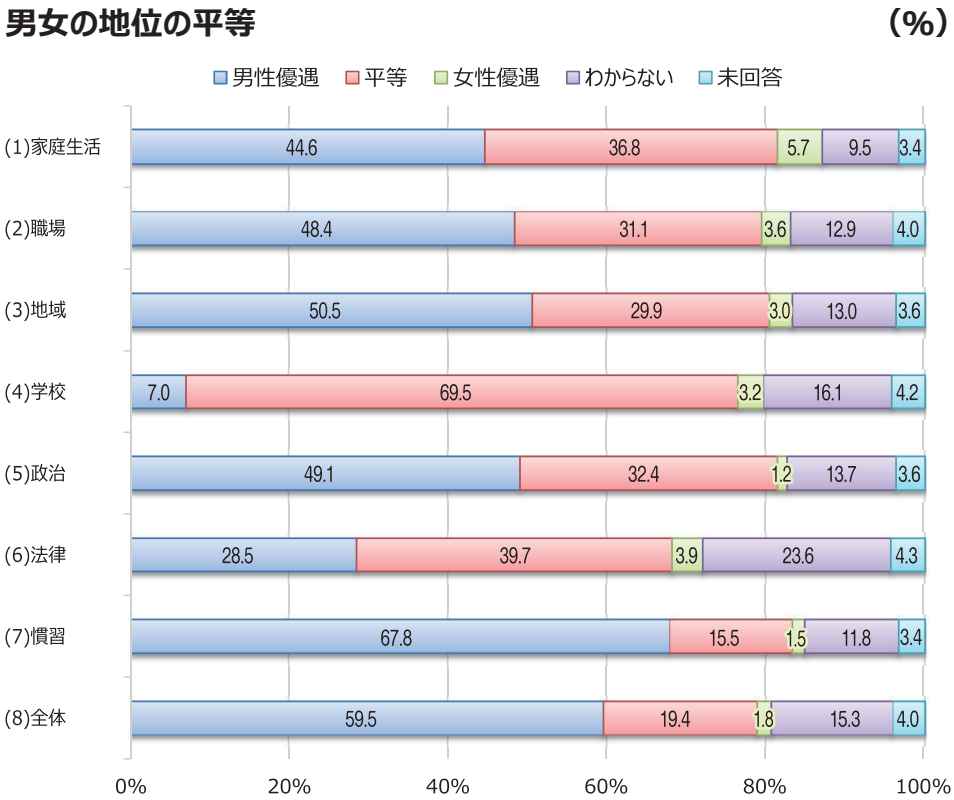

問４　家庭内において、次にあげる（１）～（10）の役割はだれの役割だとお考えですか。

家庭内における男女の役割　（%）

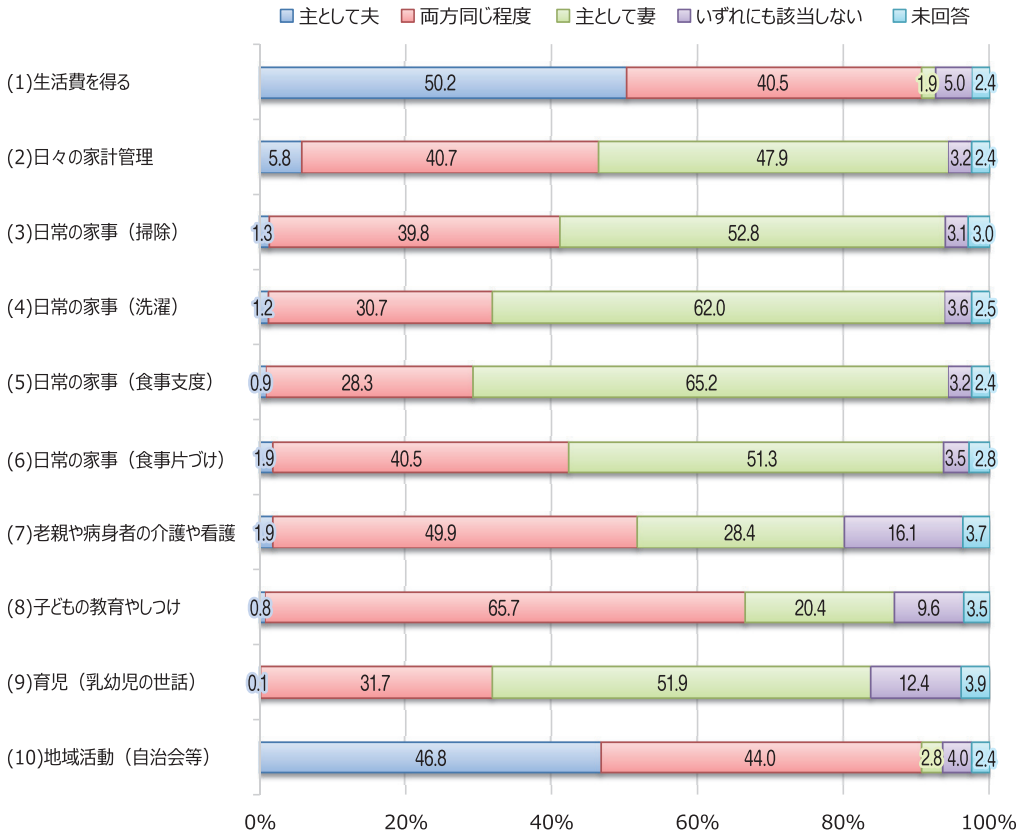

問５　次にあげる（1）～（8）について知っていますか。

男女共同参画に関する言葉の認知度　（%）

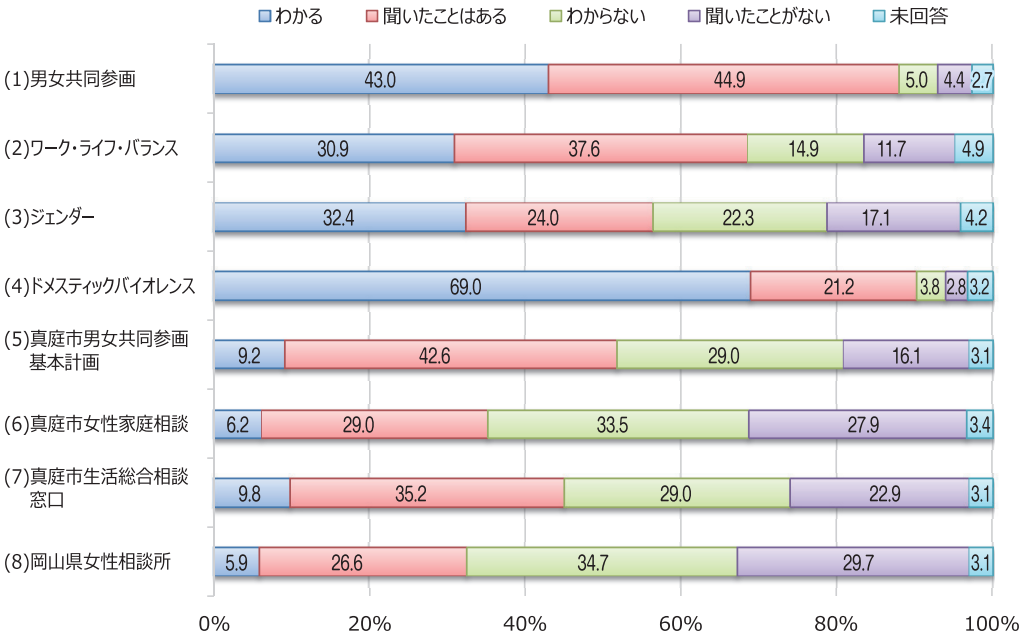

【女性の参画について】

問６　女性の社会参画を進めるためには、どのようなことが必要だと思いますか。あなたの考えに近いものを２つ以内で選んでください。

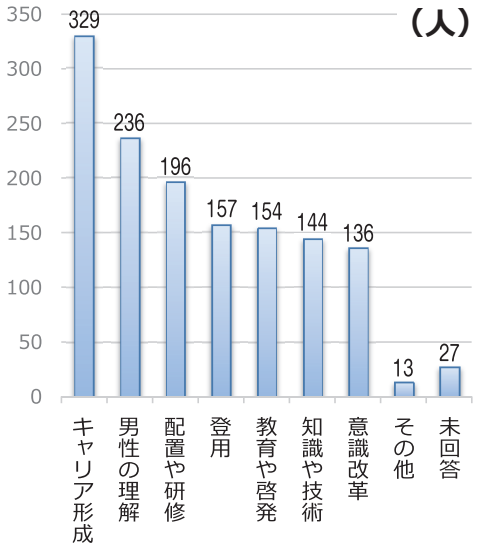

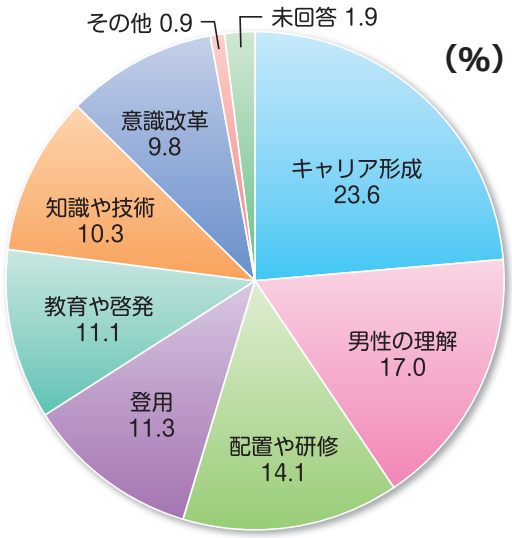

【雇用・就労について】

問７　一般的に女性が職業を持つことについて、あなたはどのようにお考えですか。

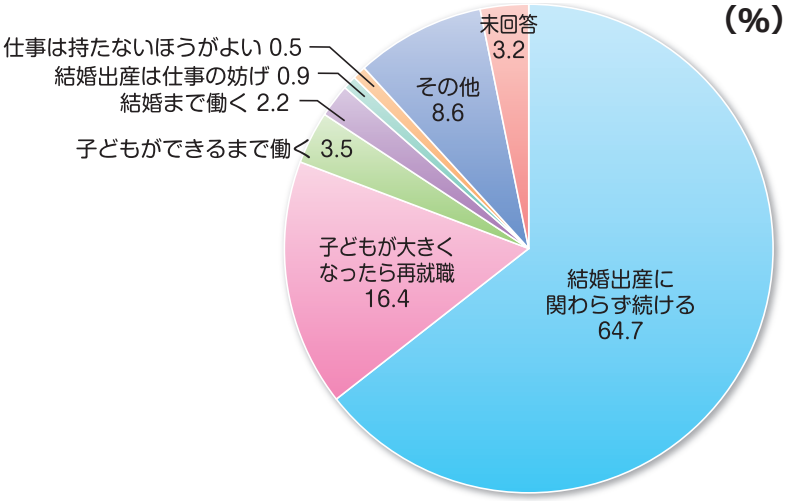

問８　あなたは、現在の社会は女性が働きやすい状況にあると思いますか。

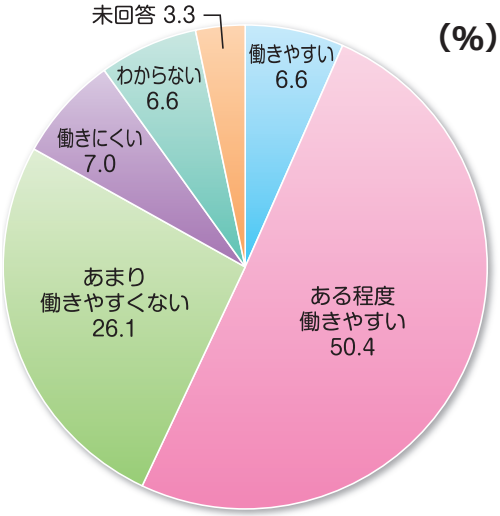

問 9　女性が働き続けるために必要なことは何だと思いますか。（ 選択は 3 つまで ）

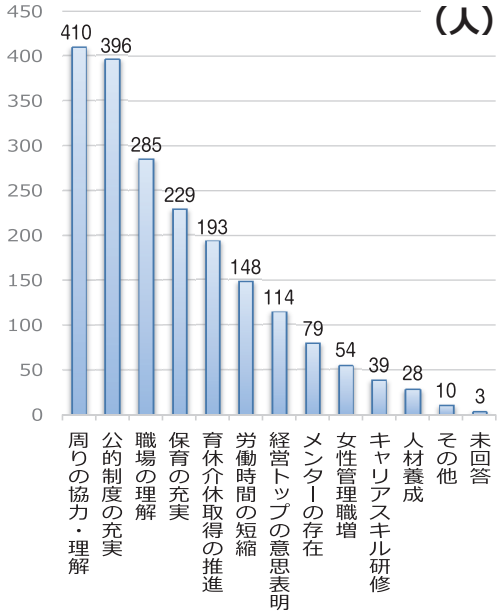

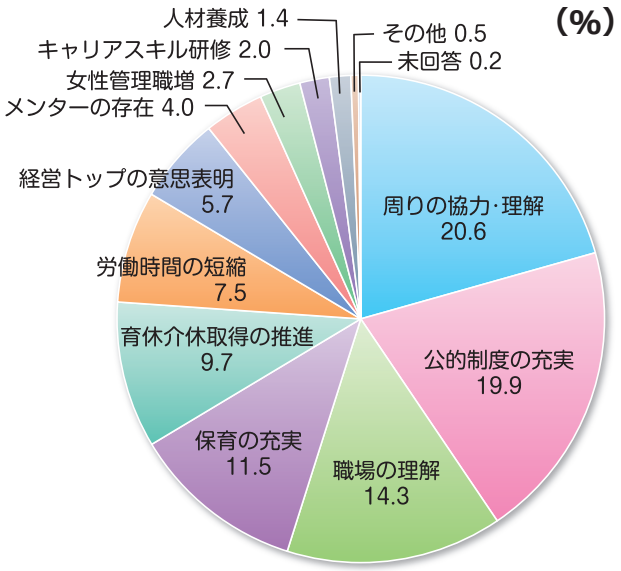

問 10 【仕事をしている方にお尋ねします】

今の職場では、性別により、不平等があると思いますか。

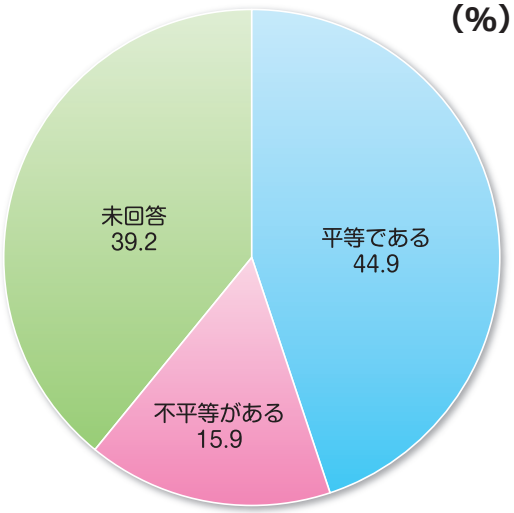

問 11　性別による不平等な扱いの具体的内容は、どのようなことですか（ 選択はいくつでも ）

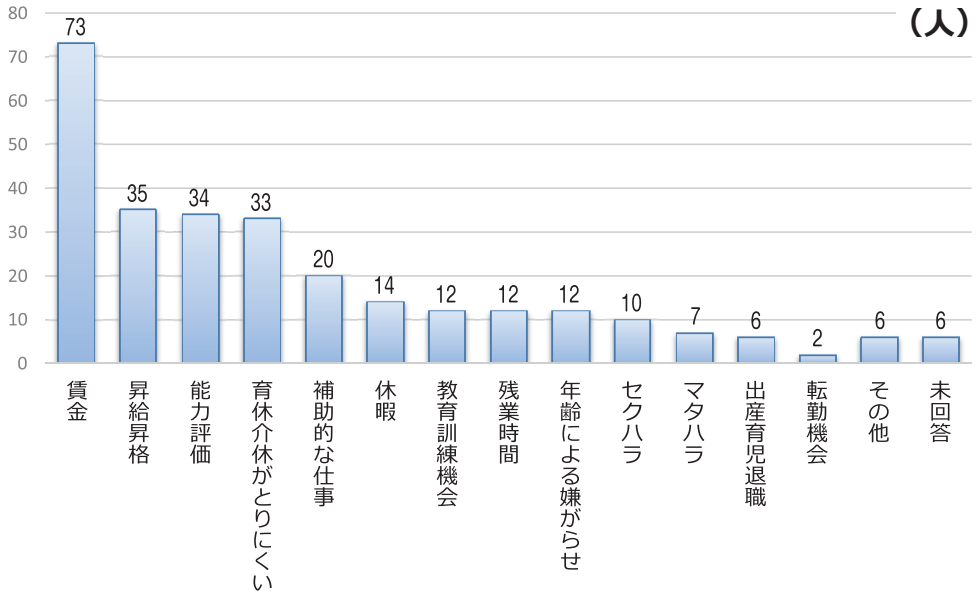

【家事・子育て・介護への参加について】

問 12　家族の介護を行うことについてどのようにお考えですか。

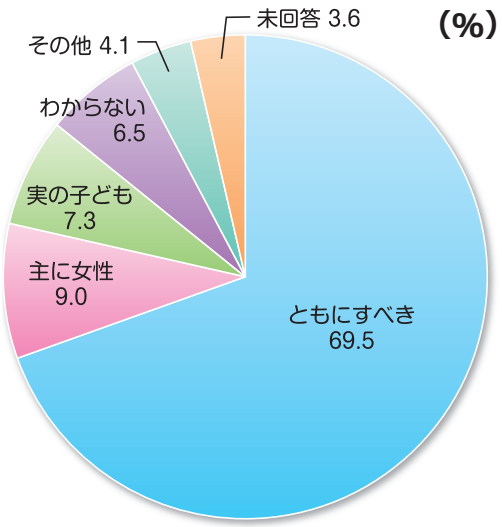

問 13　子どもを産み育てやすい環境づくりのためには、どのようなことが必要だと思いますか。（ 選択は 3 つまで ）

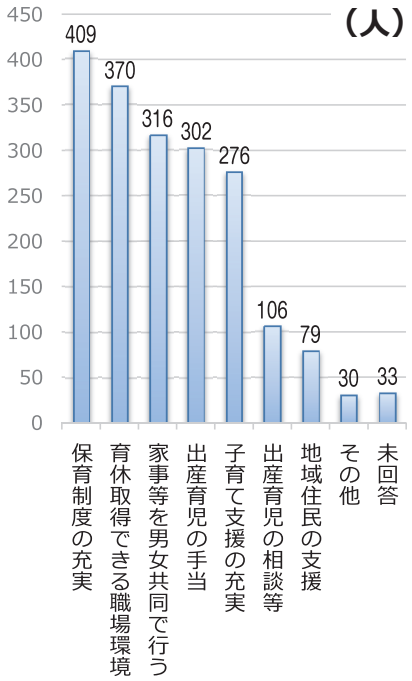

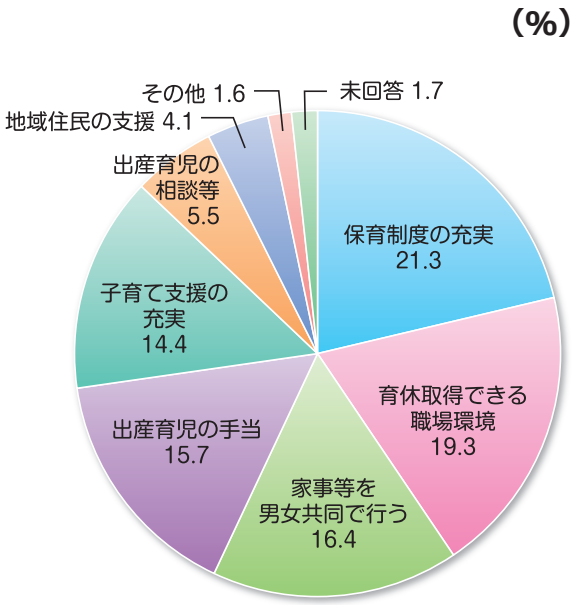

問 14　男性が家事、子育て、教育や介護に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から３つ以内で選んでください。

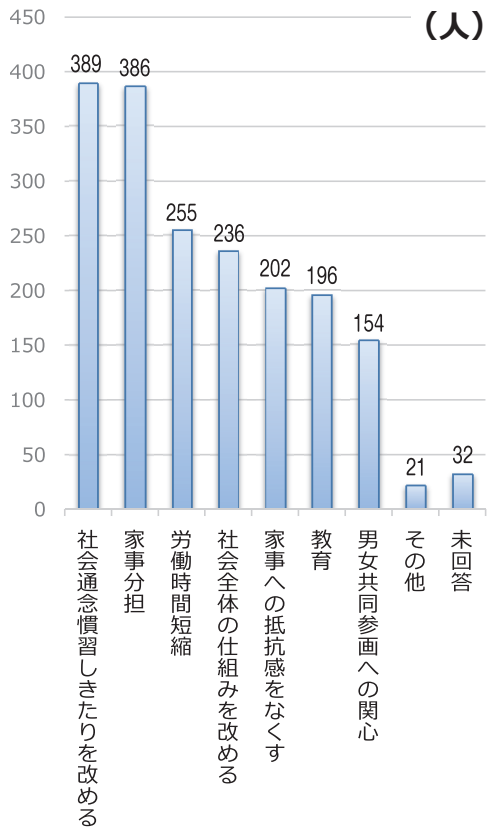

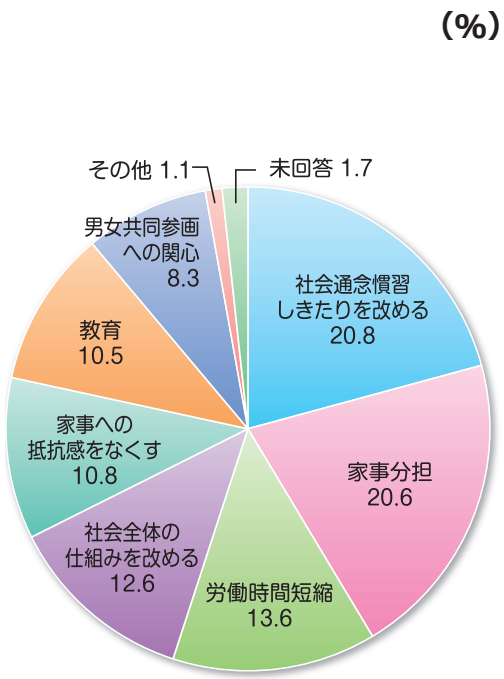

問 15　男性が育児休業を取ることについてどのように感じられますか。次の中から２つ以内で選んでください。

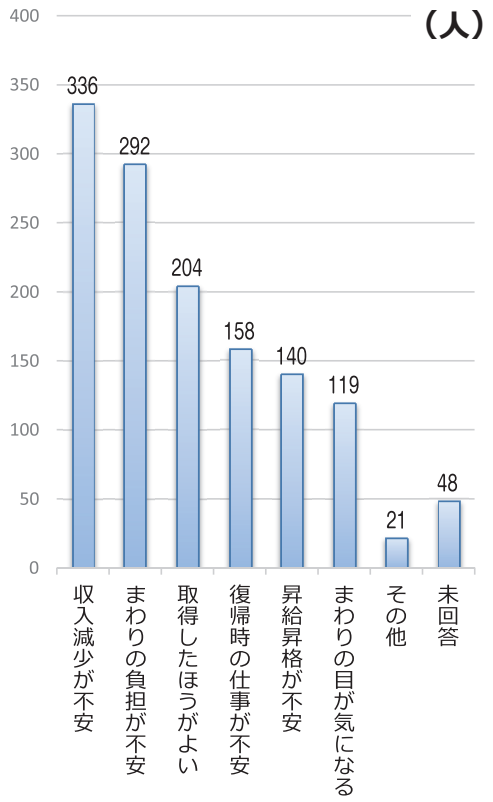

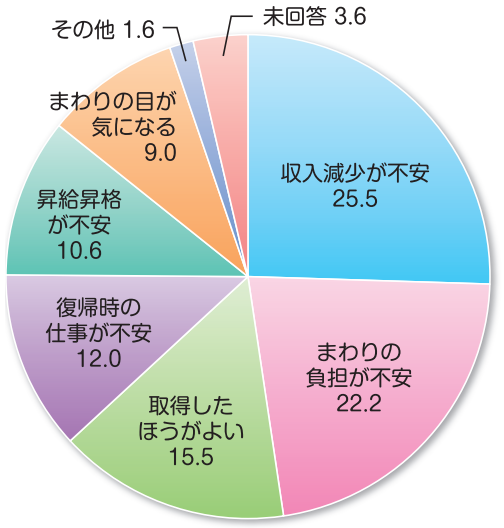

【社会参加について】

問 16-1　ここ１年ほどの間で参加した地域活動を教えてください。（ 選択はいくつでも ）

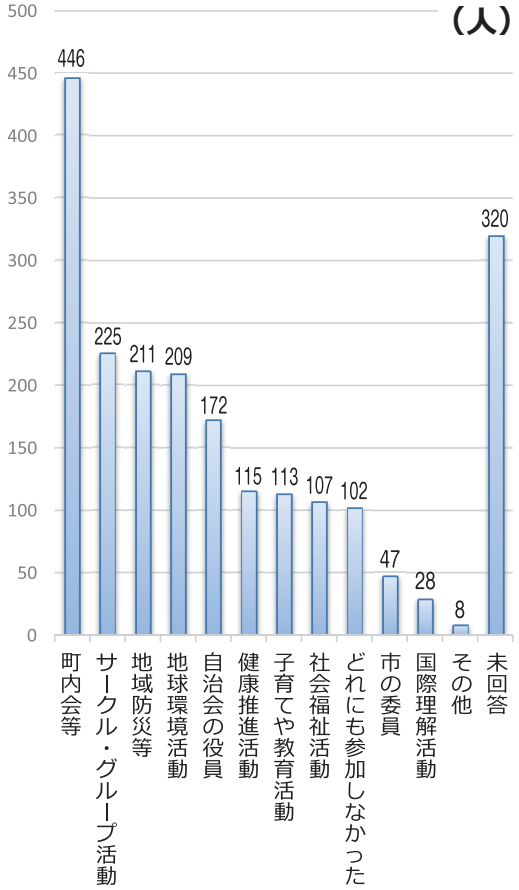

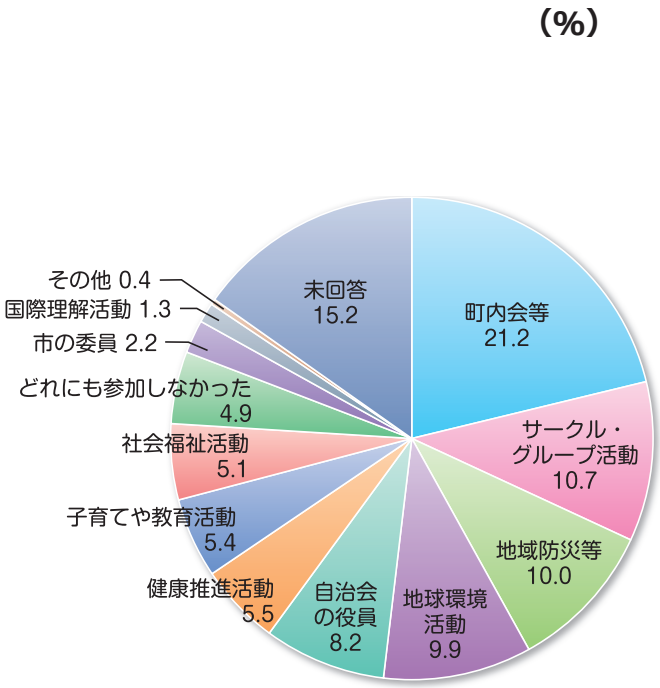

問 16-2　あなたが今後参加したい活動を教えてください。（ 選択はいくつでも ）

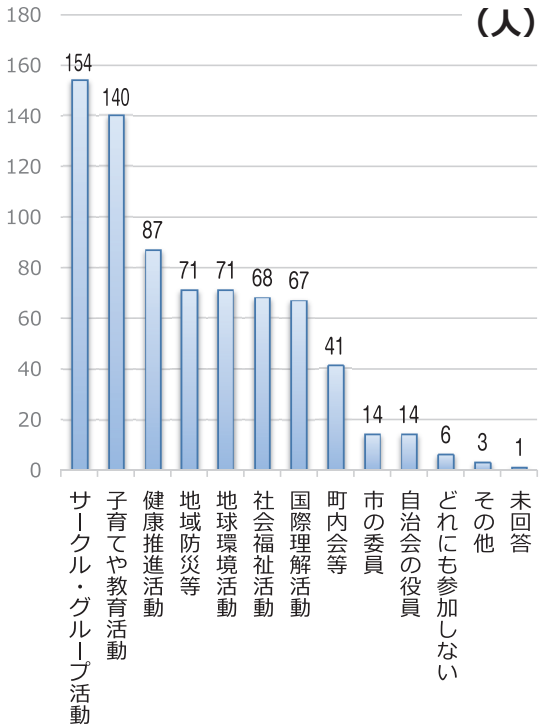

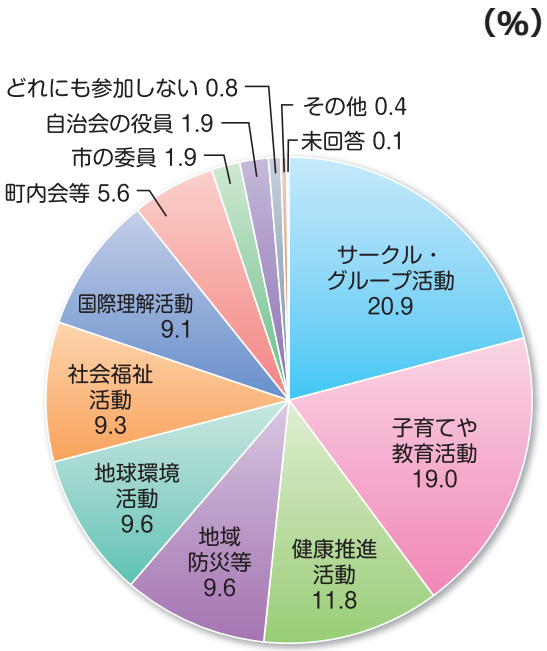

問 17 【問 16 で「どれにも参加しなかった」と答えた方にお尋ねします】どれにも参加しなかったのはなぜですか。次の中から２つ以内で選んでください。

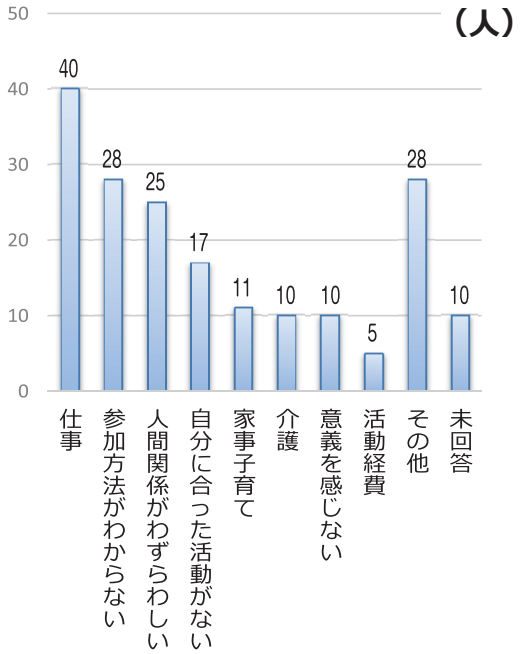

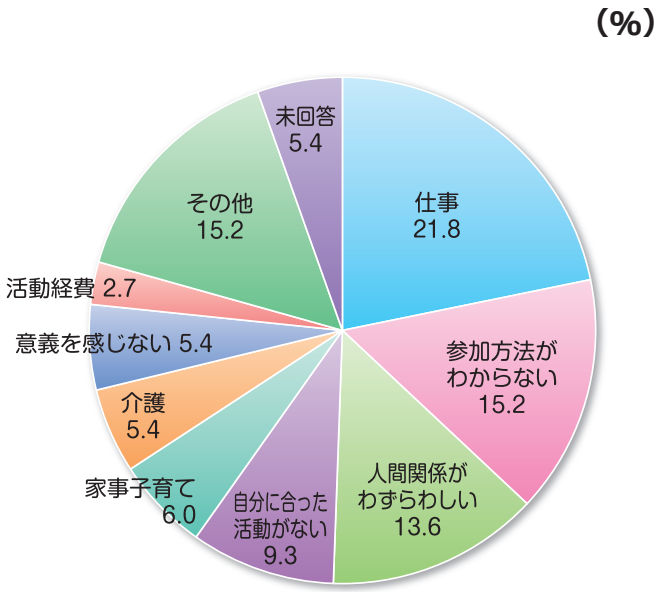

問 18 生活の中で「仕事」「家庭生活」「地域活動・趣味・学習・付き合い等」の調和がとれている状態として、現在のあなたが最も幸せだと思えるものを１つだけ選んでください。

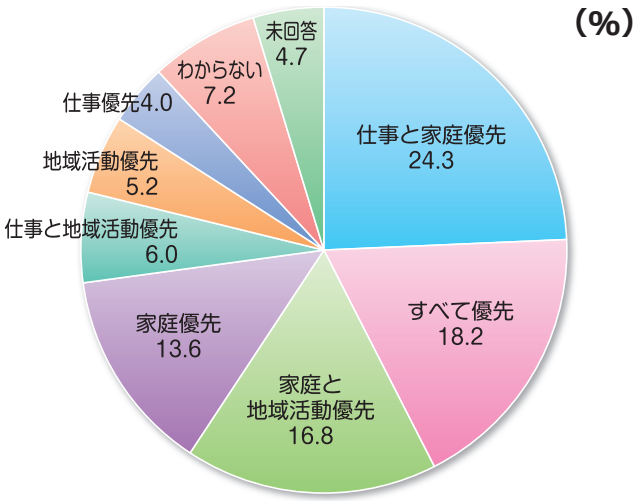

問 19 問 18 であなたが答えた状況は、かなえられていますか。

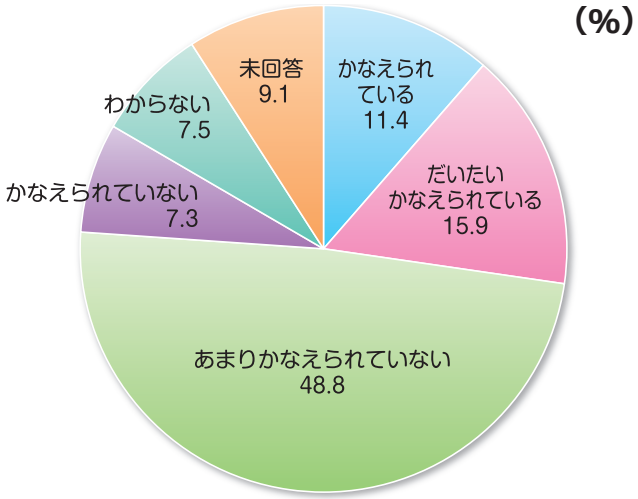

問 20「問 19 で【かなえられていない】」と答えた方は、その理由はなぜですか。（ 選択は２つ以内 ）

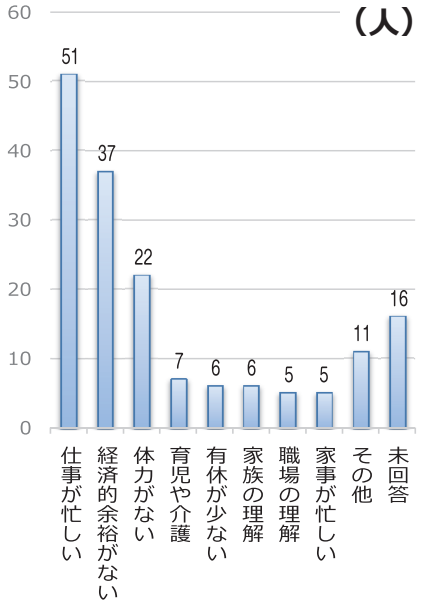

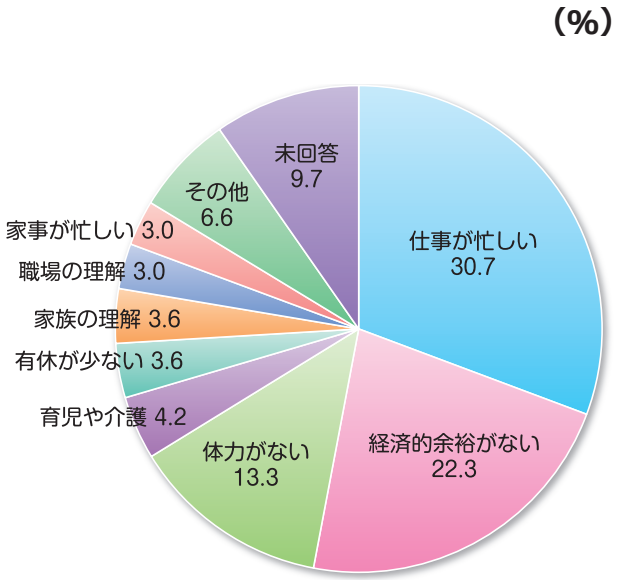

【性の多様性について】

問 21「性的マイノリティ」や「ＬＧＢＴ」という言葉を聞いたことがありますか。

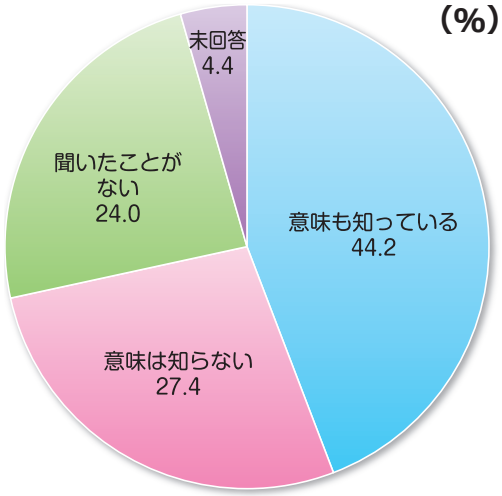

問 22 性的マイノリティの人たちがくらしやすい社会を作るためには、どのような取り組みが必要だと思いますか。次の中から３つ選んでください。

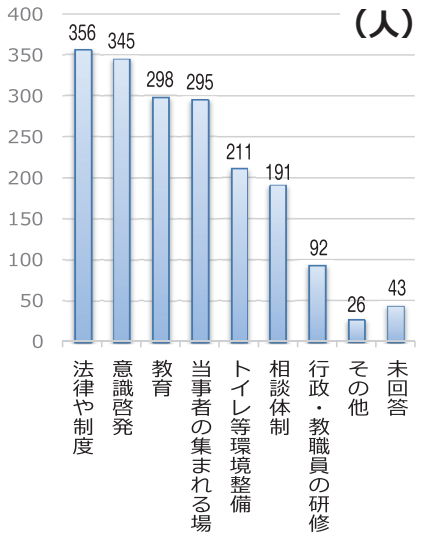

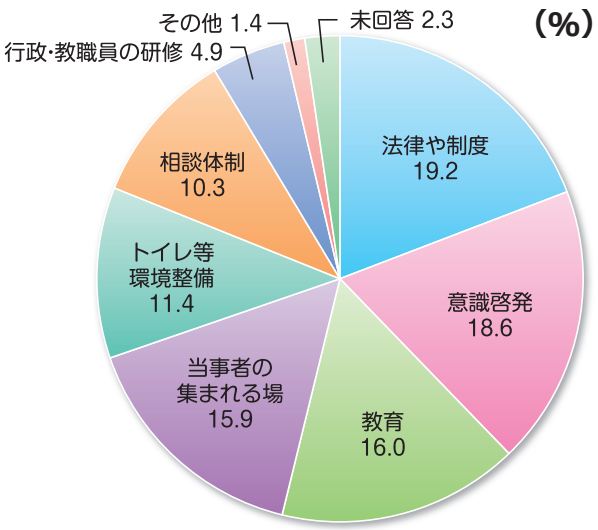

【災害における男女共同参画の必要性ついて】

問 23　地域住民の防災活動（避難訓練や備蓄）や、災害時の避難所の運営等において女性の意見が必要だと思いますか。

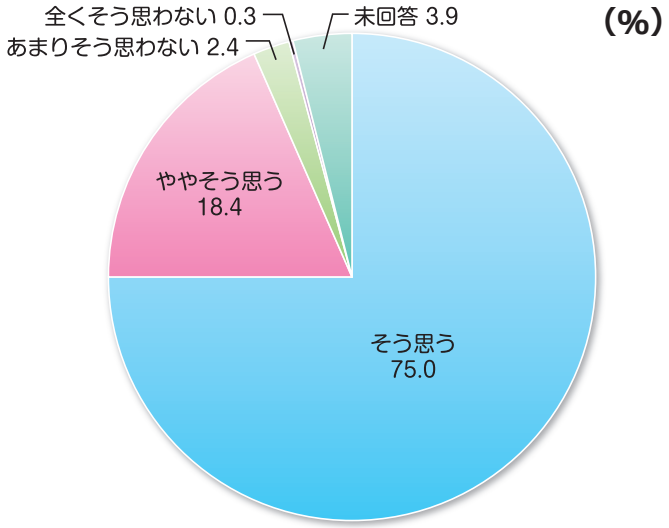

問 24　避難所運営には男女のニーズの違いを踏まえた対策が必要と言われていますが、特に重要だと思うこと（又は優先すべきと思うこと）を 3 つ以内で選んでください。

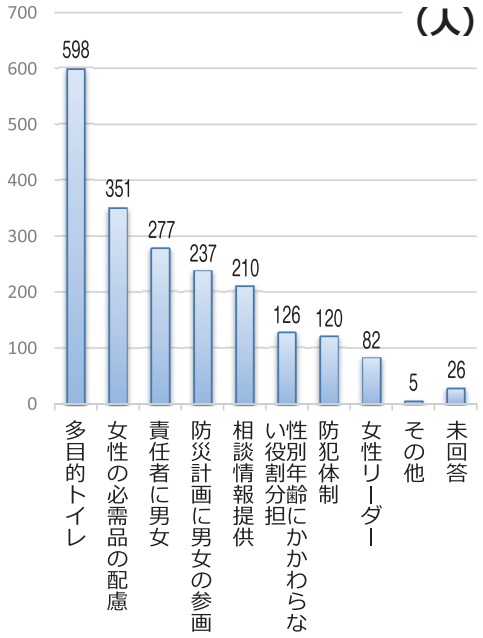

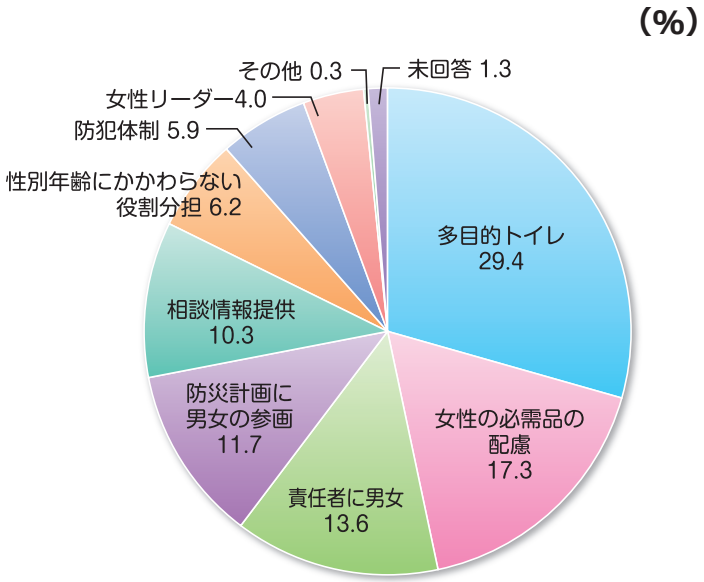

【ドメスティック・バイオレンスについて】

問 25　ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）が社会的な問題となっていますが、あなたの身近にこのような暴力がありますか（ありましたか）。次の中から一つだけ選んでください。

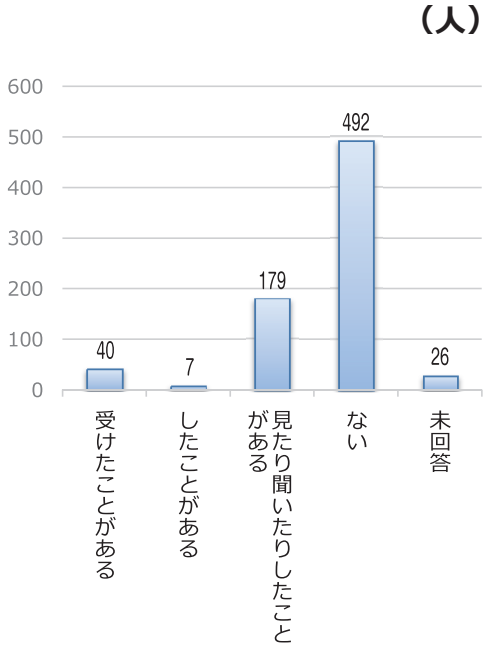

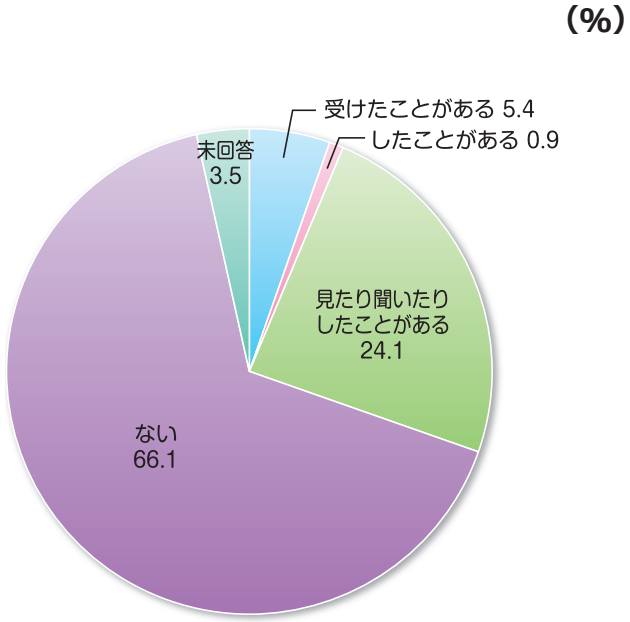

問 26　<u>問 25 で、「自分自身が受けたことがある」を選んだ方におたずねします。</u>
それはどのようなものだったでしょうか。<u>あてはまるものを全て</u>選んでください。

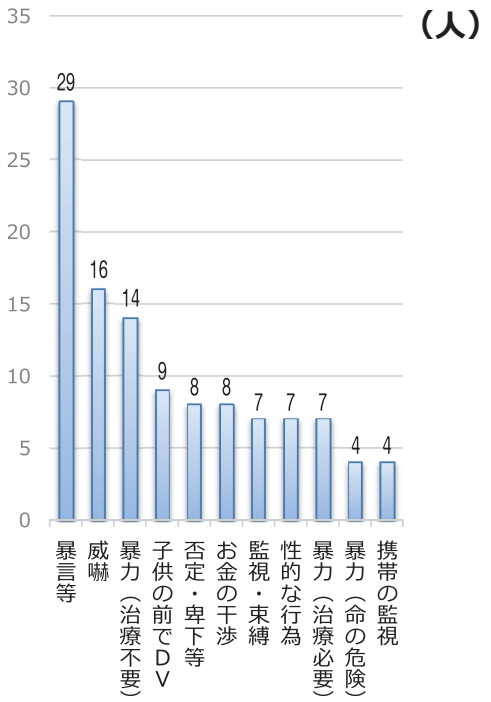

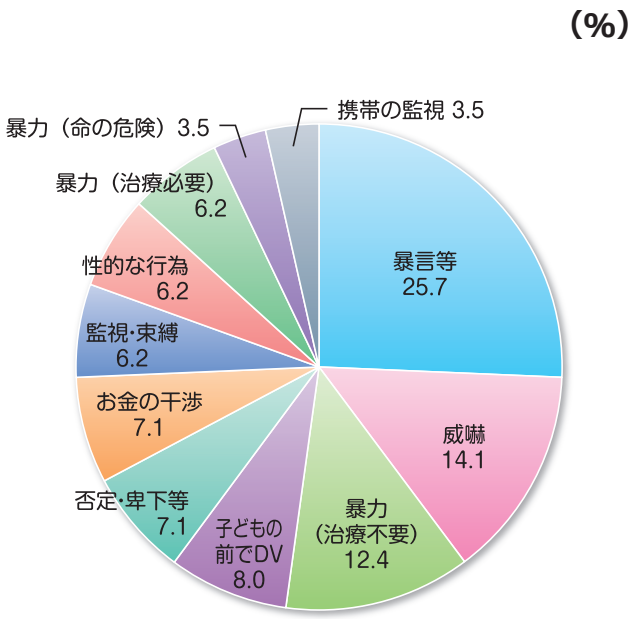

問 27　問 25 で「自分自身が受けたことがある」を選んだ方におたずねします。

そのことを誰かに相談しましたか。あてはまるものを一つ選んでください。

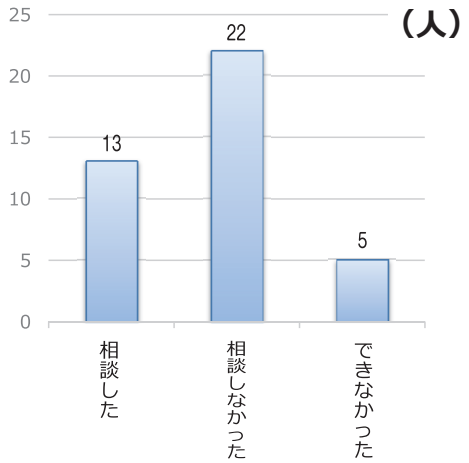

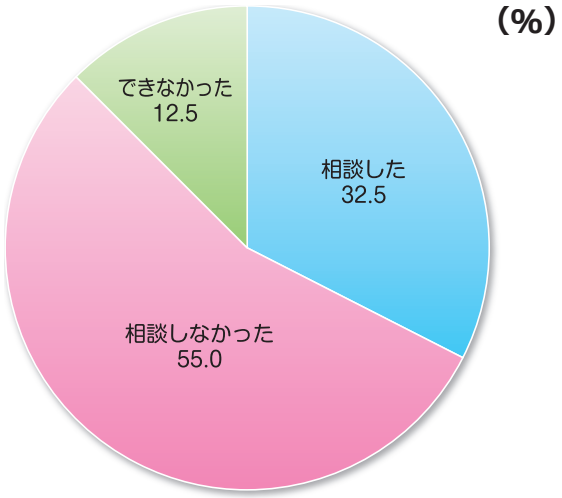

問 28　問 27 で、「相談した」と答えた方におたずねします。

誰にまたはどこに相談しましたか。（ 選択はいくつでも ）

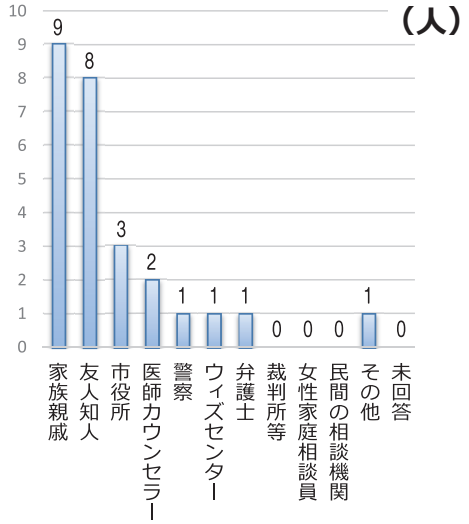

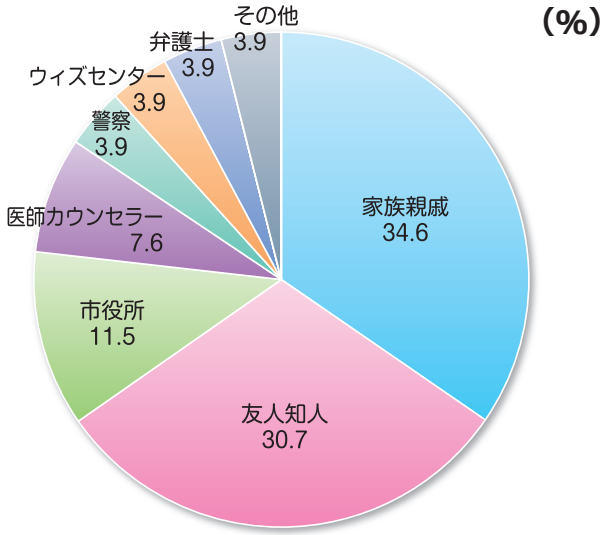

問 29　問 27 で「相談しなかった・できなかった」と答えた方におたずねします。

相談しなかった（したくてもできなかった）のはなぜですか。（ 選択はいくつでも ）

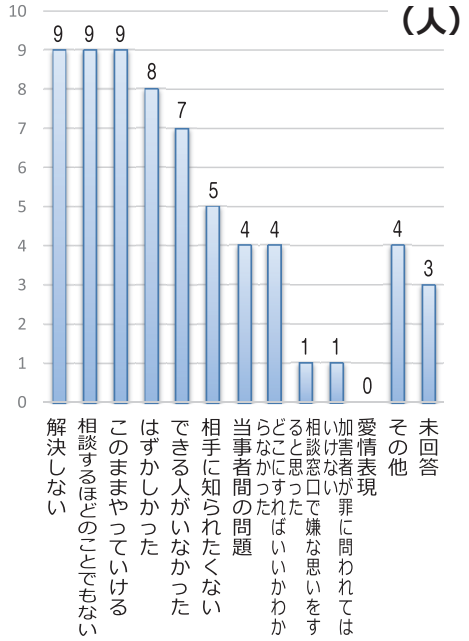

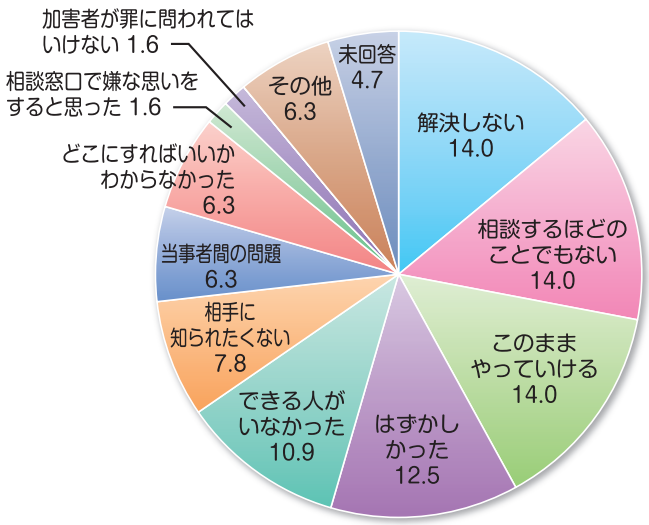

問 30　男女間における暴力（性犯罪、配偶者や交際相手からの暴力、セクシュアルハラスメント（性的嫌がらせ）など）の対応策として、どのようなことが必要だと考えますか。４つ以内で選んでください。

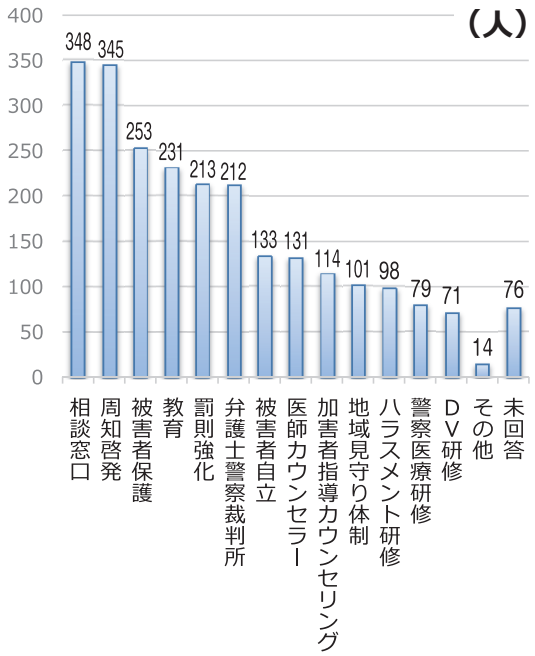

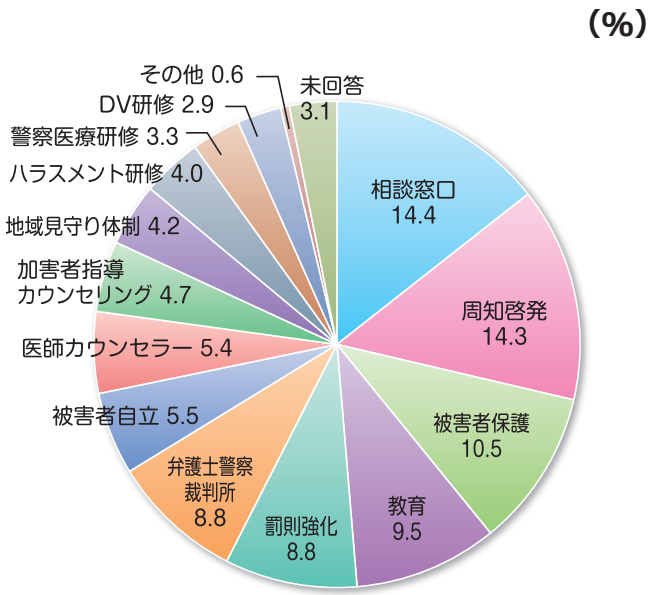

【行政の役割について】

問 31　今後、男女平等を推進していくために、学校、特に小・中・高等学校で行うとよいと思うものはどれですか。（選択は３つ以内）

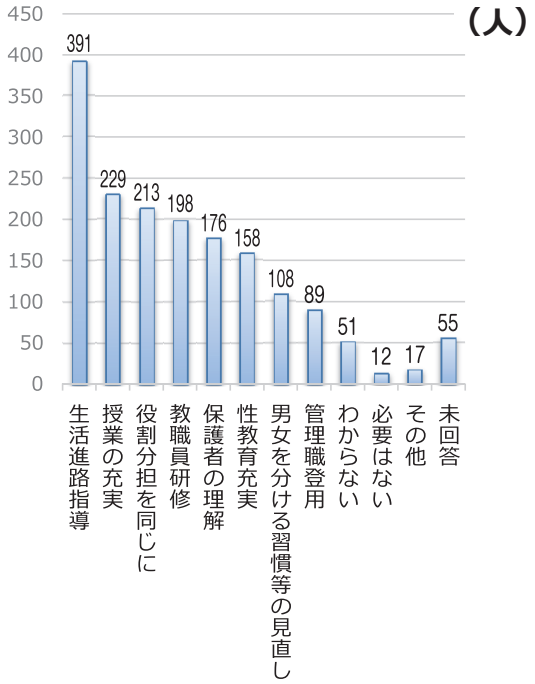

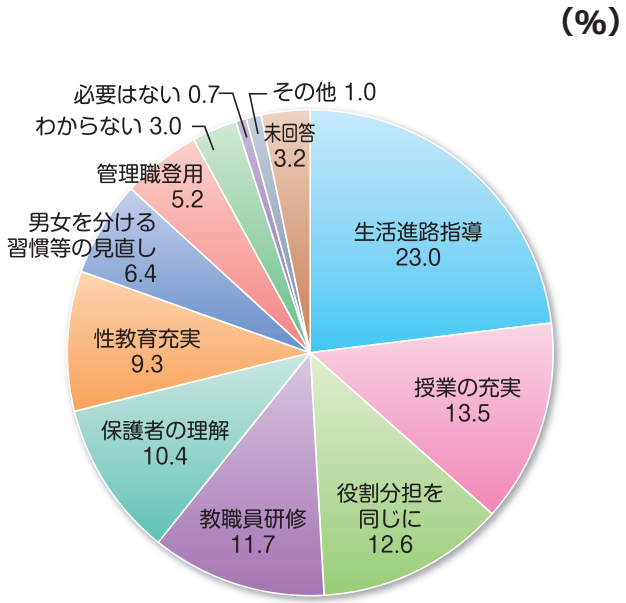

問 32　男女共同参画社会の実現に向けて、真庭市は、どのようなことに力を入れていけばよいと思いますか。
（ 選択は３つまで ）

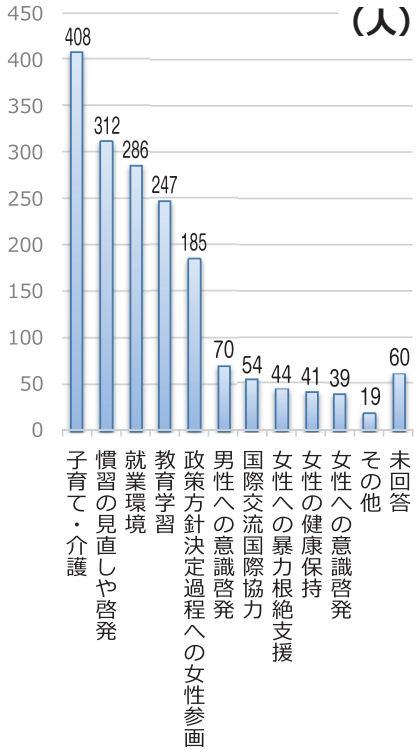

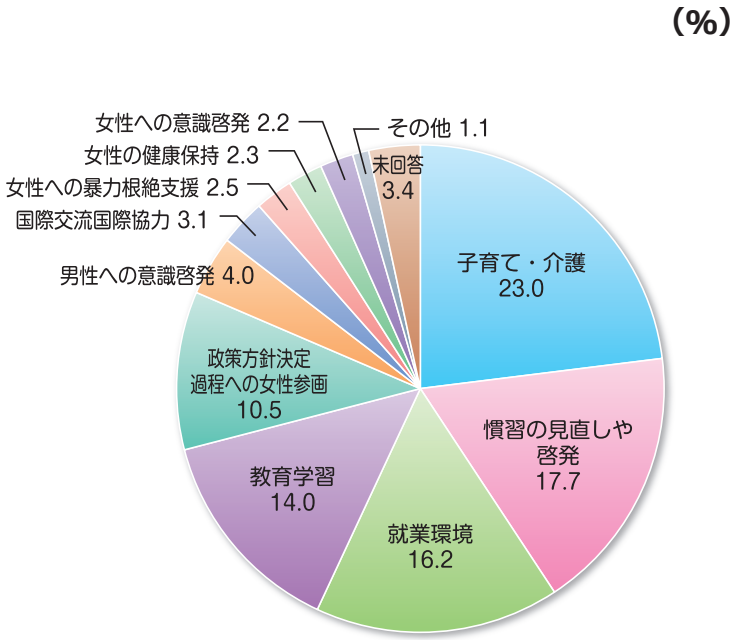

令和２年度（２０２０年度）
真庭市男女共同参画推進委員会名簿

	氏　名
委員長	苦田　智子
副委員長	山田　隆文
委員（順不同）	石井　尚美
〃	木藤　千春
〃	國本　伸彦
〃	廣岡　敬子
〃	濱子　尊行
〃	水田　靜子
〃	山乗　和子
〃	横辺　由江
〃	横山　高史
〃	新谷　芳子

【真庭市男女共同参画推進委員会】
真庭市男女共同参画推進条例　第２０条第１項
　市は、男女共同参画基本計画の策定及びその他重要事項に関する施策について、市長の諮問に応じ、審議・答申する真庭市男女共同参画推進委員会を設置する。

真庭市生活環境部くらし安全課

〒719-3292　岡山県真庭市久世2927－2
電話 0867-42-1017　FAX 0867-42-1319
真庭市公式ホームページ https://www.city.maniwa.lg.jp